

各医療機関の長 様

福 山 市 長
(保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課)

妊婦健康診査等の実施について（依頼）

本市では、県外医療機関で妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査（1か月健診に限る）及び新生児聴覚検査を受診された方に対して、健診及び検査費用の償還払いを行っております。

つきましては、当該福山市民の償還払いのため、福山市の妊婦一般健康診査補助券等に、検査項目、所見、受診年月日及び医療機関名を記載いただきますようお願いいたします。

なお、産婦健康診査は産後うつの早期発見を目的に実施しているため、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）等を用いた問診を必ず実施し、結果票及び問診票に結果（点数）を記入してください。問診を実施されない場合、助成の対象外となりますのでご注意ください。

また、治療等の保険適用分は償還払いの対象になりませんので、保険適用分と保険外の費用がそれぞれ明記された領収書の発行をお願いいたします。

<問合せ先>

720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

ネウボラ推進課

(084) 928-1162

2024. 4. 1作成